

2025年4月1日

① 入院時食事療養費

被保険者の方が入院したときは、診療や薬にかかる費用(療養の給付)に係る一部負担金とは別に、入院中の食事療養に係る費用のうち、1食あたり下記の標準負担額をお支払い頂きます。

残りは、区市町村が「入院時食事療養費」として負担します。

(詳しくはお住まいの区市町村にお問合せください。)

区分		負担額 (1食あたり)
一般(住民税課税世帯) ※1		510円
70歳未満で住民税非課税、 70歳以上で低所得2 ※2	過去1年間の入院期間が 90日以内	240円
	過去1年間の入院期間が 90日超	190円
70歳以上で低所得1 ※3		110円

※1 指定難病患者は、300円となります。

※2 低所得2: 世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税である世帯の方

※3 低所得1: 世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を80万円とする)を差し引いたときに0円となる方

病 院 長